

2026年7月1日
アフラック少額短期保険株式会社

「アフラック少額の医療保険はじめる」および 「ソフィ おまもり保険 女性向け医療サポート」の 商品改定について

アフラック少額短期保険株式会社(代表取締役社長:西村 健治、以下「アフラック少短」)は、このたび「アフラック少額の医療保険はじめる」および「ソフィ おまもり保険 女性向け医療サポート」(以下、本商品)の商品改定を行い、本商品について、契約日または更新日が2026年9月1日以降となるご契約について、改定後の普通保険約款・特約条項を適用します。

ご契約を更新されるお客様につきましては、更新前と更新後のご契約で適用される普通保険約款・特約条項が異なりますので、下記の内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する商品

総合医療保障保険

販売名称:アフラック少額の医療保険はじめる

ソフィ おまもり保険 女性向け医療サポート

2. 改定の時期

新規契約:契約日が2026年9月1日のご契約から

更新契約:更新日が2026年9月1日のご契約から

3. 改定内容

<新規契約のみ>

- (a) 不妊症について、申込日・告知日から180日の待ち期間(保障がされない期間)を追加します

<新規契約・更新契約共通>

- (b) 不妊症の治療に対する手術給付金は、1保険期間に3回、すべての保険期間を通じて6回までを限度とします(更新前の契約の手術給付金の支払回数は通算されません)

- (c) 不妊症の治療に対する先進医療給付金は、1 保険期間に 1 回、すべての保険期間を通じて 2 回までを限度とします（更新前の契約の先進医療給付金の支払回数は通算されません）。また、同じ保険期間において、不妊症を原因とする先進医療による療養を 2 回以上受けた場合は、最も支払額が高いいずれかの先進医療についてのみ先進医療給付金額をお支払いします

4. 更新契約のお手続きについて

本改定内容のうち、更新契約に適用される改定内容についてお客様にご確認いただき、改定後の約款が適用されたご契約で更新日以降もご継続いただくか、お客様のご意向を確認させていただきます。

更新日が 2026 年 9 月 1 日から 2027 年 8 月 31 日となるご契約のお客様には、更新前および更新後に、当社からメール等によりご案内を行います。ご案内に記載の方法に従い、マイページから改定内容への同意または非同意のお手続きをお願いいたします。なお、改定内容に同意いただけない場合は、ご契約は更新されず、更新日をもって終了となります。更新日までのお手続きをお願いしておりますが、更新日までにお手続きが確認できない場合には、お客様の保障が途切れることを防止するため、改定後約款を適用した契約として更新のお取扱いを行います。その場合でも、所定の期間、同意または非同意のお手続きをいただくことができます（お手続きの期限については、更新 2 ヶ月前にご案内するメールでご確認いただけます）。

同意または非同意のお手続きの期限までに回答が確認できず、更新後の保険料のお払込みが継続されているご契約については、改定後約款による契約継続を希望されているものとして取り扱います。当社は更新前後を通じて複数回ご案内を行いますので、同意または非同意のお手続きをお願いいたします。

改定内容の詳細につきましては、以下の主な改定内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

主な改定内容

普通保険約款・特約条項を改定します。主な改定内容は以下のとおりです。

改定項目	改定前	改定後
不妊症の治療に対する待ち期間（保障がされない期間）の追加	「入院・通院保障特約」「手術・放射線治療特約〔初年度更新用〕」「先進医療特約」「女性疾病入院一時金特約」では、責任開始期（申込みおよび告知がともに完了した時）以後に医療機関の受診を開始した不妊症の治療に対する給付金または一時金をお支払い対象とします。	「入院・通院保障特約」「手術・放射線治療特約〔初年度更新用〕」「先進医療特約」「女性疾病入院一時金特約」では、責任開始期（申込みおよび告知がともに完了した時）を含めて 180 日を経過した日の翌日以後 に医療機関の受診を開始した不妊症の治療に対する給付金または一時金をお支払い対象とします。
	入院・通院保障特約	責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院
	手術・放射線治療特約〔初年度更新用〕	責任開始期以後に生じた疾病（別表に定める異常分娩を含む）または傷害を直接の原因とする手術
	入院・通院保障特約	責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院。 <u>ただし、不妊症については、責任開始期の属する日からその日を含めて 180 日を経過した日の翌日以後に医療機関の受診を開始し、不妊症を直接の原因として入院した場合に限ります。</u>
手術・放射線治療特約〔初年度更新用〕	責任開始期以後に生じた疾病（別表に定める異常分娩を含む）または傷害を直接の原因とする手術。 <u>ただし、不妊症については、責任開始期の属する日からその日を含めて 180 日を経過した日の翌日以後に医療機関の受診を開始し、不妊症を直接の原因として手術を受けた場合に限ります。</u>	

	先進医療特約	責任開始期以後に生じた疾病（別表に定める異常分娩を含む）または傷害を直接の原因とする療養	先進医療特約	責任開始期以後に生じた疾病（別表に定める異常分娩を含む）または傷害を直接の原因とする療養。 <u>ただし、不妊症については、責任開始期の属する日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に医療機関の受診を開始し、不妊症を直接の原因として療養を受けた場合に限り</u> ます。
	女性疾病入院一時金特約	責任開始期以後に生じた別表に定める女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院	女性疾病入院一時金特約	責任開始期以後に生じた別表に定める女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院。 <u>ただし、不妊症については、責任開始期の属する日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に医療機関の受診を開始し、不妊症を直接の原因として入院した場合に限り</u> ます。
不妊症の治療を目的とする手術給付金の支払回数限度の追加	「手術・放射線治療特約〔初年度更新用〕」「手術・放射線治療特約〔更新契約用〕」では、不妊症の治療を目的とする手術給付金の支払回数に限度を設けておりません。		「手術・放射線治療特約〔初年度更新用〕」「手術・放射線治療特約〔更新契約用〕」では、不妊症の治療を目的とする手術給付金の支払回数は、 <u>1保険期間につき3回まで、すべての保険期間を通じて6回までを限度</u> とします。	
	手術・放射線治療特約〔初年度更新用〕	支払回数限度の定めはなし	手術・放射線治療特約〔初年度更新用〕	不妊症の治療を目的とする手術給付金の支払回数は、 <u>1保険期間につき3回まで</u> 、この特約の保険期間およびこの特約の更新後の特約の保険期間を含む <u>すべてを通じて6回まで</u> とします。

	手術・放射線治療特約〔更新契約用〕	支払回数限度の定めはなし	<p>手術・放射線治療特約〔更新契約用〕</p> <p>不妊症の治療を目的とする手術給付金の支払回数は、<u>1保険期間につき3回まで</u>、この特約の保険期間およびこの特約の更新後の特約の保険期間を含む<u>すべてを通じて6回まで</u>とします。</p>
不妊症の治療を目的とする先進医療給付金の支払回数限度の追加	<p>先進医療特約では、不妊症の治療を目的とする先進医療給付金の支払回数に限度を設けておりません。</p>	<p>先進医療特約では、不妊症の治療を目的とする先進医療給付金の支払回数は、<u>1保険期間につき1回まで</u>、すべての保険期間を通じて<u>2回まで</u>を限度とします。また、同じ保険期間において、不妊症を原因とする先進医療による療養を2回以上受けた場合は、最も支払額が高いいずれかの先進医療についてのみ先進医療給付金額をお支払いします。</p>	
	先進医療特約	支払回数限度の定めはなし	<p>先進医療特約</p> <p>不妊症を原因とする先進医療による療養への先進医療給付金の支払回数は、<u>1保険期間につき1回まで</u>、この特約の保険期間およびこの特約の更新後の特約の保険期間を含む<u>すべてを通じて2回まで</u>とします。</p> <p>同じ保険期間において、不妊症を原因とする先進医療による療養を2以上受けた場合には、最も支払額が高いいずれかの先進医療についてのみ先進医療給付金額をお支払いします。</p>

<ご注意>

商品の詳細については、パンフレットと合わせて「お申込みいただく前に（契約概要・注意喚起情報・その他重要事項）」「ご契約のしおり・約款」等（※）を必ずご確認ください。

※掲載場所は以下のとおりです

【新規契約】

2026年8月1日以降、アフラック少短のオフィシャルホームページ、または商品のお申込み画面でご確認いただけます。

【更新契約】

2026年8月1日以降、アフラック少短のオフィシャルホームページにある「マイページ」でご確認いただけます。

以上